

# 新座市立第四小学校PTA会則

## ( 第 1 章 ) 名 称 及 び 所 在 地

- 第 1 条 この会は、新座市立第四小学校PTAと称する。
- 第 2 条 この会の事務所を、新座市立第四小学校（新座市馬場3-6-1）におく。

## ( 第 2 章 ) 目 的 及 び 活 動

- 第 3 条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭・学校・社会の教育の場における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第 4 条 この会は、前条の目的を達成する為に次の活動をする。
1. 良い会員となる為に、教養を高める。
  2. 家庭と学校の緊密な連携によって、児童の生活の補導につとめる。
  3. 児童の福祉厚生をはかり、生活環境を良くする。

## ( 第 3 章 ) 方 針

- 第 5 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って、活動する。
1. 児童・青少年の教育ならびに福祉の為に活動する他の団体及び機関と協力する。
  2. 他の如何なる団体又は機関の支配や干渉を受けない。
  3. 特定の政党や宗教にかたよる事なく、又営利を目的とするような行為は行わない。
  4. 学校の運営・人事には干渉しない。

## ( 第 4 章 ) 会 員 及 び 会 費

- 第 6 条 この会の会員は、本校児童の保護者ならびに教職員をもって、構成する。
- 第 7 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- 第 8 条 この会の会員は、会費を納めるものとする。  
会費は、1家庭 年額 1,000円とする。  
但し、特別な事情があるとき、常任委員会の承認により免除することができる。

## ( 第 5 章 ) 総 会

- 第 9 条 総会は、会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第 10 条 総会は、定期総会と臨時総会とする。  
定期総会は、毎年年度初めに、臨時総会は、常任委員会が必要と認めたとき、又、会員の3分の1以上の要求があった時に、開催する。
- 第 11 条 総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、決議は出席者の2分の1以上をもって決する。
- 第 12 条 定期総会において当該年度の役員・常任委員及び会計監査を紹介及び承認する。
- 第 13 条 定期総会においては、前年度活動ならびに決議の承認、当該年度の活動方針案、予算案、会則の変更を審議決定する。

## ( 第 6 章 ) 常 任 委 員 会

- 第 14 条 常任委員会は、役員、教員、クラス委員、各部長及び副部長で構成し、諸般の運営事項の決議、各部の連絡調整、総会の議案を審議する。  
任期は1ヵ年（当該年度総会～次年度総会まで）とする。
- 第 15 条 常任委員会は総会に次ぐ決議機関である。
- 第 16 条 常任委員に事故あるときは、代理が出席し、その職務を執行する。但し、代理はクラス役員の中より選出する。

## ( 第 7 章 ) 役 員 会

- 第 17 条 この会に下記の役員をおく。  
会長 1名 副会長 2名 （保護者1名及び教頭）  
幹事 5名 （内教員1名） 会計幹事 2名  
役員は他の役員・会計監査を兼ねる事ができない。  
役員は全会員の中より、選出する。
- 第 18 条 役員任期は、1ヵ年とする。  
但し、再任を妨げない。任期満了後も後任者が承認されるまではその職務にあるものとする。役員に欠員が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 19 条 会長は下記の職務を行う。  
この会を代表し、総会及び常任委員を招集する。
- 第 20 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第 21 条 幹事は事務局を構成し、会計事務を除く一切の事務処理を行う。
- 第 22 条 会計幹事は役員会の指示により現金出納及び会計に関する一切の事務処理を行う。
- 第 23 条 役員会は、必要ありと認めた時、会長が招集し、その協議事項を次期常任委員会において承認を求める。

## ( 第 8 章 ) 会 計 及 び 会 計 監 査

- 第 24 条 この会の会計は、毎年4月に始まり、翌年3月末に終わる。
- 第 25 条 この会の活動に要する経費は、会費、その他の収入によって、運営される。
- 第 26 条 この会の会計は、総会において決議された予算に基づいて、行われる。
- 第 27 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第 28 条 会計監査は前年度常任委員の中より、立候補・推薦に基づき3名選出する。
- 第 29 条 会計監査は会計を年2回以上監査し、これを総会に報告する。
- 第 30 条 一般会計の繰越金は、15万円までとする。
- 第 32 条 会計監査において、繰越金が上記を超える場合は、児童に必要な物品またはそれに代わる備品等の購入へ充てることとする。

## ( 第 9 章 ) 学 年 ・ 学 級 ・ 各 部 ・ 委 員 会

- 第 33 条 各学級はクラス役員2名を選出し、本部役員を構成する。
- 第 34 条 学年委員会を構成しないため、令和5年度はなしとする。
- 第 35 条 各学年のクラス委員により役員選考委員会を構成し、委員長をおく。

第 36 条 各部は、文化部・広報部・厚生部・校外部として各部に部長をおく。

### ( 第 10 章 ) 雑 則

第 37 条 この会の運営に関し、各種委員会は、必要な細則をこの会則に反しない限りにおいて常任委員会の決議を経て定める事が出来る。

第 38 条 常任委員会は細則を制度改廃した場合には、その結果を次期総会に報告し、承認を得なければならない。

第 39 条 学校長及び教頭は各会出席し、指導助言をする事が出来る。

第 40 条 この会則の変更は総会の決議を得なければならない。

### 細 則

第 1 条 常 任 委 員 会

1. 常任委員会が、必要と認めた時、全委員を招集することができる。
2. 予算案は常任委員会で決議し、総会において承認を求める。
3. 会員は、会長の許可を得て、常任委員会を傍聴できる。

第 2 条 役 員 会

1. 会長が必要ありと認めた時、副会長を 3 名（保護者 2 名 教頭 1 名）おくことができる。
2. 会長が必要ありと認めた時、幹事の人数を増減できる。

第 3 条 役 員 選 考 委 員 会 及 び 卒 業 対 策 委 員 会

1. 役員選考委員は役員候補者を常任委員会へ推薦する。  
但し、推薦にあたっては立候補者を優先とする。
2. 役員選考委員が役員候補者へ立候補もしくは推薦を受理した場合には、その資格を喪失する。
3. 任期一ヵ年（当該年度総会～次年度総会まで）とする。
4. 卒業対策委員会 3 名は任期一ヶ年として、卒業記念品準備など、卒業生の為に活動する。

第 4 条 各 部 規 定

1. ( 文 化 部 )  
会員の教養の向上をはかる為に活動する。
2. ( 広 報 部 )  
広報紙を発行し P T A 活動及び学校の状況を知らせる。
3. ( 厚 生 部 )  
会員の厚生を主とし、あわせて学校の教育環境の進展をはかる。
4. ( 校 外 部 )  
交通安全対策、学区域内児童の生活環境をよくする為につとめると共に

児童の補導にあたり、会員・地区相互の交流の発展をはかる。

## 第 5 条 弔 慰 規 定

会員・児童が死亡、羅病又は被災した時は次の弔慰金をおくる。

会員又は児童が死亡した時	(5,000円)
児童が羅病し、1ヶ月以上入院した時	(3,000円)
会員宅が被災した時	(3,000円)

第 6 条 会長は緊急を要する場合は会則に反しない限りにおいて、副会長と協議の上、対処することが出来る。

## 付 則

- ・この会則は昭和58年5月10日より実施する。
- ・昭和62年5月23日一部改定(第4章 第8条)
- ・平成元年5月13日一部改定(第6章 第16条)
- ・平成元年5月13日一部改定(細則 第1条)
- ・平成11年5月15日一部改定(細則 第1条)
- ・平成14年5月17日一部改定(第6章 第14条)
- ・平成15年5月16日一部改定(第7章 第17条)  
(細則 第1条)
- ・平成15年5月16日新設 (第9章 第33条)  
新設に伴い第33条～第37条を第34条～第38条へ移行する。  
新設に伴い第2条～第4条を第3条～第5条へ移行する。
- ・平成22年5月19日新設 (細則 第2条)  
新設に伴い第2条～第5条を第3条～第6条へ
- ・平成24年2月1日一部改定 (第9章 第30条、第31条、第32条、第33条)
- ・平成24年2月1日新設 (細則 第2条 2)
- ・平成30年11月7日一部改定 (第7章 第18条)
- ・令和3年4月1日一部改定(第9章 第30条、第31条、第32条、細則 第3条)
- ・令和3年5月6日一部改定(第4章 第8条)
- ・令和4年5月9日一部改定(第4章 第8条)
- ・令和4年5月9日新設(第8章 第30条、31条、32条)
- ・令和5年5月17日一部改定(第4章 第8条)
- ・令和5年5月17日削除(第8章 第31条)